

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		変更内容		変更のあった農産物検査員
抹消	追加	氏名	農産物検査を行う農産物の種類	
河井 真一	栗田 翔吾 佐藤 寿光		もみ、玄米 もみ、玄米 もみ、玄米	
令和四年六月二十〇日		変更年月日		

佐伯中央農業協同組合

抹消

追加

登録検査機関の名称

変更内容

変更のあった農産物検査員

氏名

農産物検査を行う農産物の種類

変更年月日

河井 真一

栗田 翔吾

佐藤 寿光

もみ、玄米

もみ、玄米

もみ、玄米

令和四年六月二十〇日